

◎新潟県告示第36号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成26年1月14日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類

新潟都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1)新潟都市計画市街化区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

(2)新潟都市計画市街化調整区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

燕市西楨字宝田及び佐渡山字川下の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1)期間 自 平成26年1月14日

至 平成26年1月28日

(2)場所

ア 三条市興野1丁目13番45号（〒955-0046）

三条地域振興局地域整備部計画調整課

イ 燕市吉田西太田1934番地（〒959-0295）

燕市都市整備部都市計画課

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。